

雲南市・飯南町事務組合
一般廃棄物(ごみ)処理基本計画書
【概要版】

(案)

令和5年3月

雲南市・飯南町事務組合

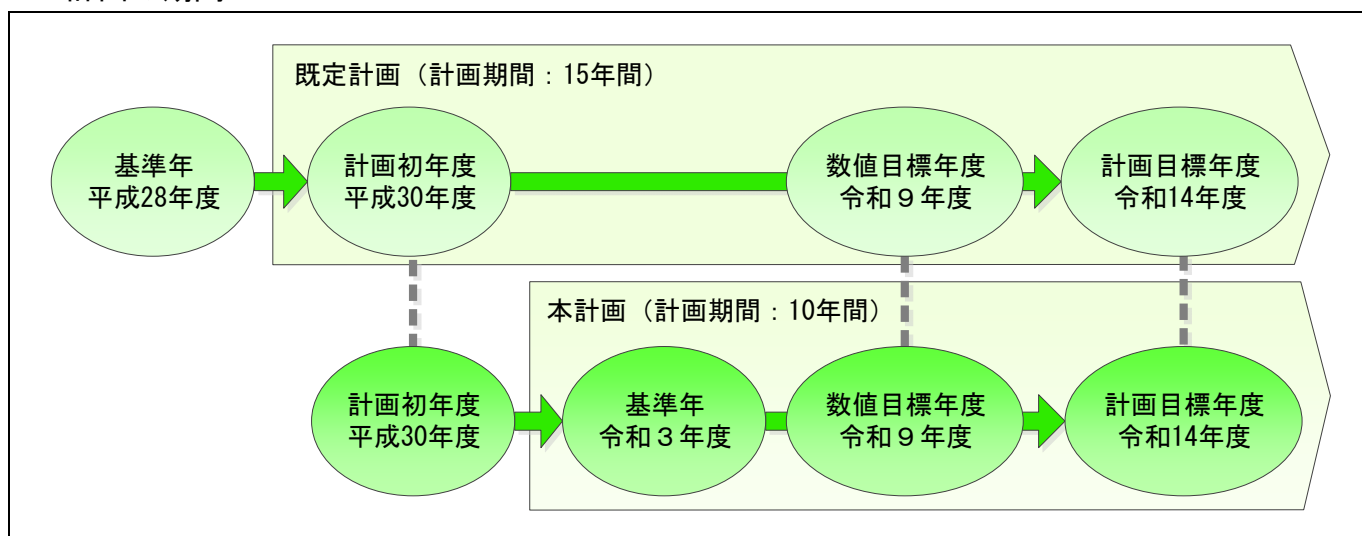
計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、「ごみ処理基本計画策定指針（環境省）」では10～15年とされており、既定計画はこれに沿って、平成30年度から令和14年度までの15年間を設定しました。

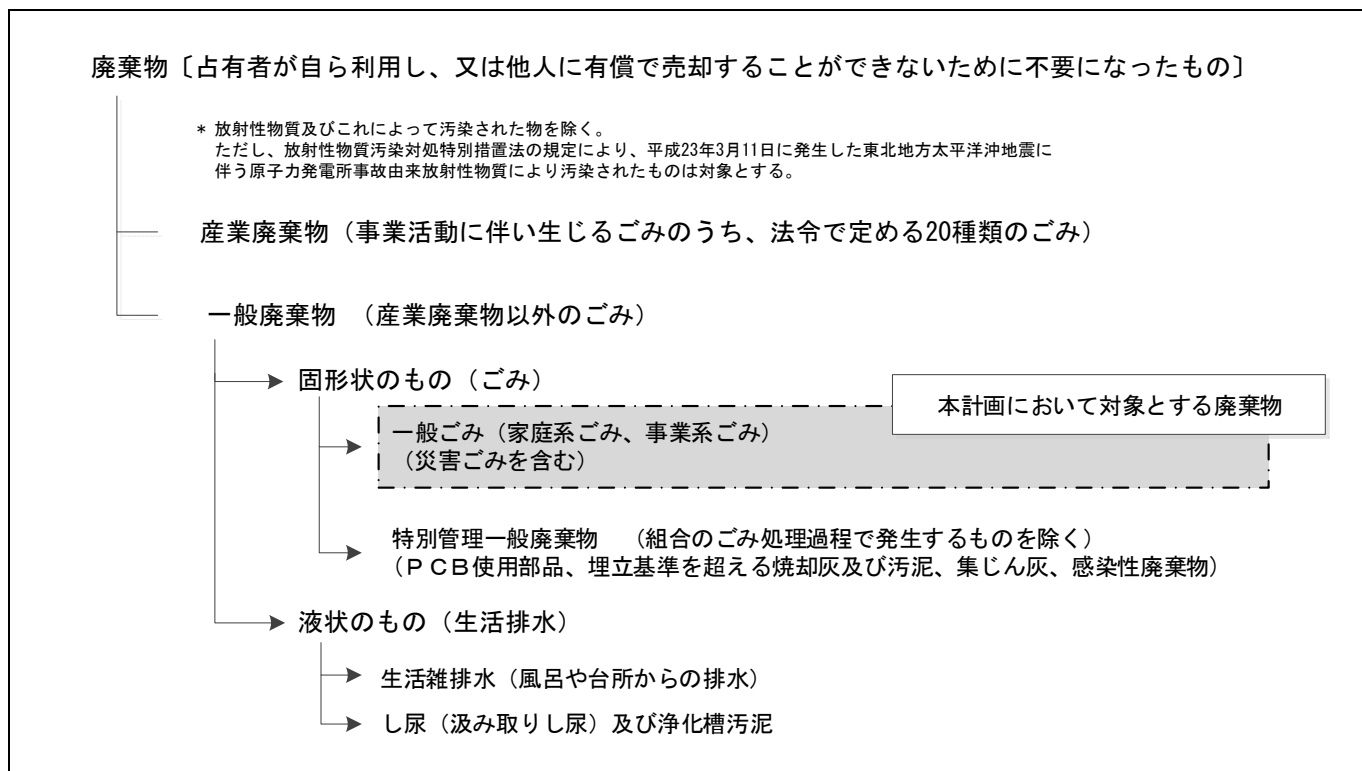
この計画期間から5年が経過したこと、また、今後10年程度は雲南エネルギーセンター（以下「雲南EC」という。）における可燃ごみ処理を継続する予定であることから、既定計画を引き継ぐ形で、計画終期を令和14年度とし、既定計画経過後の残りの10年間に係る事項を盛り込むこととします。

なお、現在3市町がともに将来的なごみ処理に係る広域処理体制の構築に向け、可燃ごみ及び不燃ごみに係る基本構想の策定を進め、これらが今後より具体化すること、また、令和4年4月1日施行のプラスチック資源循環促進法により、プラスチック製品の設計から廃棄物処理にいたるまで、あらゆる主体においてプラスチック資源の積極的な取組が求められるなど、計画の前提となる条件に大きな変動がある場合には、今後、適宜見直しを行うものとします。

➤ 計画の期間



➤ 計画対象廃棄物

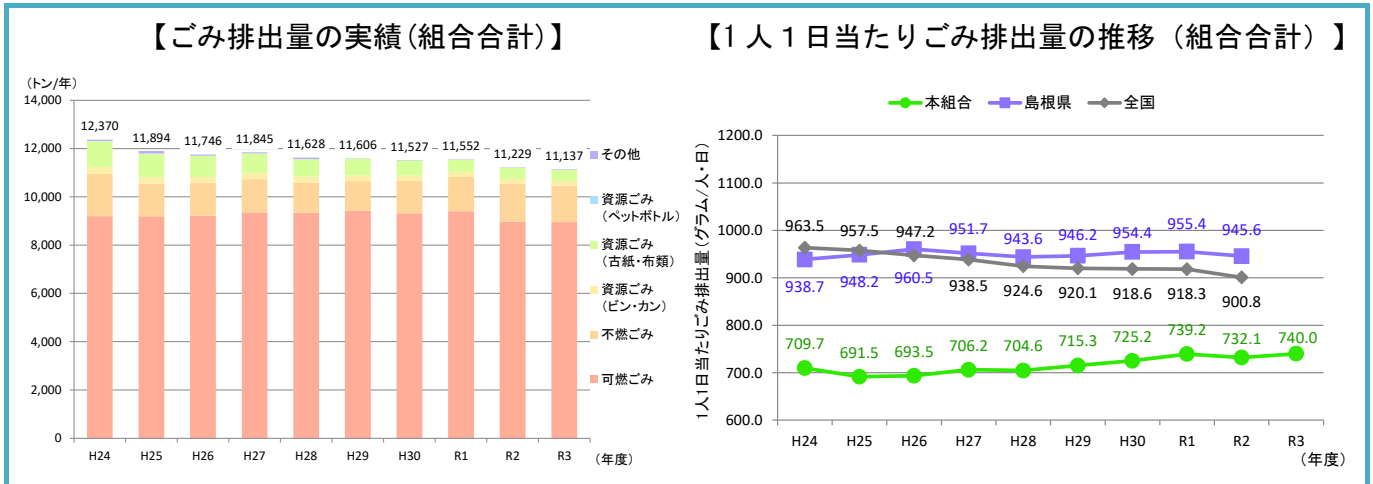


ごみ処理の現状と課題

現状

本組合の令和3年度ごみ総排出量は11,137 tです。1人1日当たりごみ排出量は740.0gで、全国平均（令和2年度：900.8g）及び島根県平均（令和2年度：945.6g）いずれと比較しても大幅に少ない結果となっています。しかしながら、全国平均が継続して減少傾向にあるなかで本組合では増加傾向です。

既定計画では、令和9年度を数値目標年度として可燃ごみ排出量、リサイクル率、最終処分量に目標値を定めています。現状、可燃ごみ排出量、リサイクル率は既定計画目標値の達成が難しい状況です。



項 目	単 位	既定計画策定時 （H28実績）	現状 （R3実績）	状 況	既定計画目標値 （R9）
収集可燃ごみ1人1日当たり排出量	（g／人・日）	410.7	417.1	↗	394.0
直接搬入可燃ごみ1日当たり排出量	（t／日）	7.1	7.3	↗	6.7
リサイクル率	（％）	49.1	53.0	↗	59.1
最終処分量	（t）	1143	578	↘	951

課題

本組合のごみ処理に関する今後の課題を以下の通り抽出しました。

ごみの排出に関する課題

- 生活系可燃ごみに含まれる食品ロスの排出削減
- 可燃ごみに含まれる資源ごみやプラスチック類等の一層の分別徹底

資源化に関する課題

- 小型電化製品やプラスチック製容器包装類、ペットボトル等の再生利用について検討
- 容器包装類以外のプラスチック類の分別回収、資源化について施設整備等を検討

中間処理に関する課題

- 施設の集約化による処理の効率化
- 次期可燃ごみ広域処理施設が稼働するまでの間、雲南E Cを安全かつ安定的に使用

最終処分に関する課題

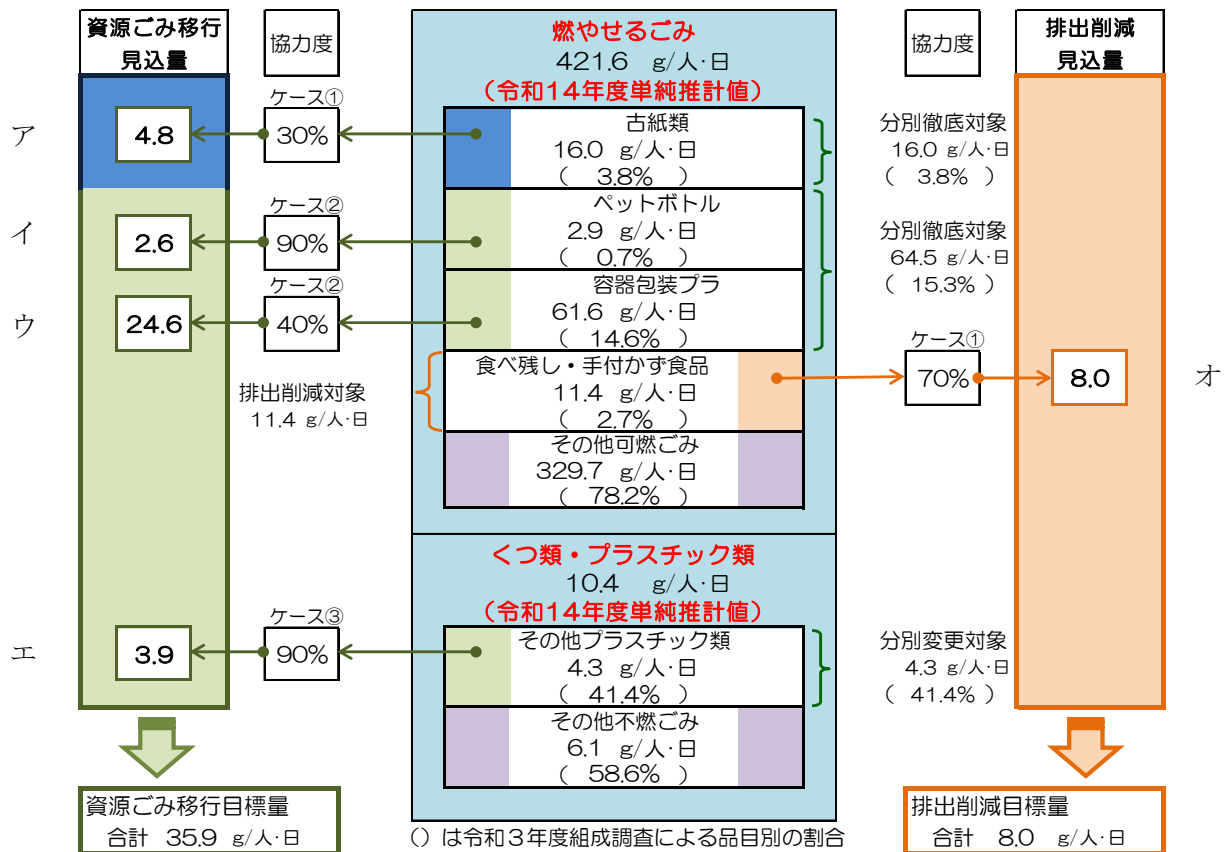
- 現行施設の適正な管理と埋立物の減量による長寿命化
- 計画的な次期最終処分場の施設用地確保及び施設整備

- ごみ処理の今後の課題の解決に向け、令和3年度に策定した「雲南圏域における次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想」における目標値を採用します。
- プラスチック資源循環促進法に基づき、将来的に適切なプラスチック分別が求められていますが、仮にこの取組を行うとした場合のケースも含めて考慮し、計画目標年度である令和14年度に3通りの目標値を設定します。
- 食べ残し等の削減、古紙やプラスチック類の分別などの項目を設定し、採用項目の多寡によって3つの取組ごとに難易度が異なる設定とします。

目標値設定方針

項目	ケース①	ケース②	ケース③
排出削減 ・ 食べ残し、手付かず食品の排出削減	○	○	○
分別徹底 ・ 古紙類の分別徹底	○	○	○
分別の変更を仮定した場合 ・ ペットボトルの分別 ・ プラスチック製容器包装類の分別	—	○	○
分別の変更を仮定した場合 ・ おもちゃ等その他プラスチック類の分別	—	—	○

- 目標ケース①の排出削減、分別徹底については、今すぐに取組を始めることができます。一方、ケース②、ケース③については、排出者にとって大きな変更となること、また、指定袋等の準備、排出方法や収集運搬体制の構築、現在進める雲南圏域一般廃棄物（ごみ）処理施設総合整備構想の具体化など、重要な要素が多数あることから、計画目標年度である令和14年度に仮に取組を開始した場合の目標値としました。
- なお、本組合管内では、直接搬入ごみに個人商店からの搬入や農業資材等が混入していることから、生活系直接搬入ごみのうち可燃ごみと不燃ごみの3分の1を事業系ごみとして目標値を設定しました。



自治体	項 目	R3	R14			
			単純推計	ケース①	ケース②	ケース③
組合合計	①可燃ごみ排出原単位	594.8 g	617.8 g	605.1 g	577.8 g	577.8 g
	収集可燃ごみ	417.1 g	● 421.6 g	● 408.9 g	● 381.6 g	● 381.6 g
	直接搬入可燃ごみ	177.7 g	196.2 g	196.2 g	196.2 g	196.2 g
	②不燃ごみ排出原単位	100.4 g	104.4 g	104.4 g	104.4 g	100.6 g
	収集不燃ごみ	26.9 g	27.5 g	27.5 g	27.5 g	23.6 g
	くつ・プラスチック類	10.4 g	● 10.4 g	10.4 g	10.4 g	● 6.5 g
	その他(陶器・ガラス等)	16.5 g	17.1 g	17.1 g	17.1 g	17.1 g
	直接搬入不燃ごみ	73.4 g	76.9 g	76.9 g	76.9 g	76.9 g
	③資源ごみ排出原単位	43.1 g	39.3 g	44.1 g	71.3 g	75.2 g
	収集資源ごみ	40.3 g	36.9 g	41.6 g	68.8 g	72.7 g
	ビン・缶	12.8 g	12.2 g	12.2 g	12.2 g	12.2 g
	古紙・古着	27.5 g	24.7 g	● 29.4 g	29.4 g	29.4 g
	ペットボトル	— g	— g	— g	● 2.6 g	2.6 g
	プラスチック製容器包装類	— g	— g	— g	● 24.6 g	24.6 g
	その他プラスチック類	— g	— g	— g	— g	● 3.9 g
	直接搬入資源ごみ	2.8 g	2.5 g	2.5 g	2.5 g	2.5 g
	④その他ごみ排出原単位	1.7 g	1.0 g	1.0 g	1.0 g	1.0 g
	ごみ総排出原単位(①～④合計)	740.0 g	762.5 g	754.5 g	754.5 g	754.5 g
	家庭系ごみ排出原単位	491.2 g	503.8 g	472.8 g	445.6 g	● 441.7 g

排出抑制目標値は、令和 14 年度単純推計値を基準とし、収集可燃ごみ及び収集不燃ごみ(くつ・プラスチック類)の削減、資源ごみの増加を図ります。

オ

単純推計値から
手付かず食品・食べ残しを 8.0g削減。

ア

古紙類を 4.8g分別し、可燃ごみから資源ごみへ。

ア, イ, ウ, オ

ケース①に加え、
ペットボトルを 2.6g、プラスチック製容器包装類を
24.6g分別し、可燃ごみから資源ごみへ。

ア, イ, ウ, エ, オ

ケース②に加え、
その他プラスチック類を 3.9g分別し、不燃ごみから
資源ごみへ。

ケース③を含めた取組を仮に行った場合の、家庭系ごみ排出量目標値(令和 14 年度)

注) 本組合の推計値は、雲南市及び飯南町それぞれの推計値を合算した値であり、組合合計値に直接目標値を設定するものではありません。
また、端数処理のため、合計が一致しない場合があります。

※ 家庭系ごみ = 生活系ごみ - 生活系資源ごみ(機械処理前に回収された資源物を含む。)

基本目標

＜＜雲南市＞＞ 安全・安心で快適なまち
＜＜飯南町＞＞ 安心して生活できる快適な環境

基本方針

ごみの排出抑制

ごみとなるものを「作らない、売らない、買わない」を基本に、行政、住民、事業者が協働して積極的に取り組む。

再資源化の推進

ごみを正しく分別・排出することを基本に、資源物の選別回収や燃やせるごみの固形燃料化を適切に行っていく。

適正処理の推進

処理方法等の統一化やサービスの均一化を図ることを基本に、適正な施策を進め、住民及び事業者は、これを遵守していく。

施策の体系

ごみの排出抑制計画

住民意識の向上

- 施策1 環境教育の充実
- 施策2 様々な媒体による普及啓発
- 施策3 ごみ処理施設見学・ごみ処理体験
- 施策4 地域自主組織や公民館活動等の支援

流通・販売事業者との協力推進

- 施策5 しまエコショップ利用促進、県制度への対応

経済的誘導システムの整備

- 施策6 ごみ処理手数料のあり方検討
- 施策7 ごみ処理費用の公表

排出量削減の啓発・推進

- 施策8 Refuse（リフーズ）の促進
- 施策9 Reuse（リユース）の促進
- 施策10 食品ロス削減推進

再資源化計画

分別収集の徹底

- 施策1 資源物の分別収集徹底の啓発
- 施策2 介護者・転入者・自治会未加入者等への啓発

リサイクルの推進

- 施策3 Recycle（リサイクル）の促進
- 施策4 新たな分別方法の周知徹底

ごみ処理計画

収集運搬計画

- 施策1 収集運搬システムの統一
- 施策2 収集運搬サービスの向上
- 施策3 福祉向上のための収集サービス
- 施策4 収集運搬委託業者指導等
- 施策5 事業系ごみ搬入指導等

中間処理計画

- 施策6 可燃ごみ適正処理の推進
- 施策7 不燃ごみ・資源ごみ適正処理の推進

最終処分計画

- 施策8 埋立対象物の削減
- 施策9 最終処分場の適正管理

その他の計画

- 施策10 不法投棄対策
- 施策11 在宅医療系廃棄物対策
- 施策12 災害廃棄物対策・火災廃棄物対策
- 施策13 新たな法制度への対応

※生ごみ3キリ運動



食材を使いキリ



料理を食べキリ



生ごみの水キリ

エネセンジャー



次期可燃ごみ広域処理施設整備基本構想

■ 可燃ごみ処理施設
■ 可燃ごみ中継施設

①解体工事による財政負担軽減
②直接搬入者の利便性確保

現有施設の活用

施設の集約・整備
①処理経費の削減
②エネルギーの有効利用

可燃ごみ
広域処理施設

奥出雲町

飯南町

現有施設の活用
①解体工事による財政負担軽減
②直接搬入者の利便性確保

現有施設の活用
①現有中継設備の利用による収集運搬費削減
②直接搬入者の利便性確保

雲南 E C では、当初の整備から 20 年が経過した令和元年度から 2 年度にかけておよそ 10 年間の延命化を目標とする大規模改修工事を行いました。また、これとは別に、毎年度機能検査に基づく劣化更新工事を行っており、これらによって令和 13 年度頃までは現行施設の継続使用が可能と想定していますが、この間、隣接の奥出雲町との共同による調査・研究を加速化させ、新たなごみ処理に係る広域施設整備を推進するものとします。なお、新たな施設は策定済みの可燃ごみ基本構想に沿って、令和 14 年度の供用開始を目標とします。

※上記「可燃ごみ広域処理施設」の整備位置は確定したものではありません。イメージとして記載したものです。

次期不燃ごみ広域処理施設整備基本構想

■ 資源リサイクル施設
■ 最終処分場

①解体工事による財政負担軽減
②直接搬入者の利便性確保

現有施設の活用

施設の集約・整備
①処理経費の削減

不燃ごみ
広域処理施設
&
最終処分場

奥出雲町

飯南町

現有施設の活用
①解体工事による財政負担軽減
②直接搬入者の利便性確保

現有施設の活用
①解体工事による財政負担軽減
②直接搬入者の利便性確保

本組合管内の将来的な不燃ごみ等の処理については、別途策定の可燃ごみ基本構想及び不燃ごみ基本構想の内容に沿って進めることとします。したがって、資源リサイクル施設および最終処分場いずれも、可燃ごみ広域処理施設の供用開始目標年度である令和 14 年度の供用開始を目標としますが、最終処分場については、用地決定後の施設整備に要する期間が他の施設と異なり、整備項目が少ないことから、比較的短期間で終了することが想定されます。

※上記「可燃ごみ広域処理施設」の整備位置は確定したものではありません。イメージとして記載したものです。

施設整備工程案

区分	年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15
用地選定・合意															
中間処理施設															
計画支援															
施設整備															
最終処分場															
計画支援															
施設整備															

令和14年度(2032年度)に施設の供用を開始するためには、令和6年度から調査・設計等に着手が必要。よって、令和5年度内に用地決定。

令和6年度から調査・設計等に着手できれば、最短で令和11年度(2029年度)に施設の供用を開始することが可能。

調査・設計
アセス
許認可

敷地造成 プラント工事

供用開始

調査・設計
アセス
許認可

実施設計 現地工事

供用開始